

平成 30 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 30 年 6 月 14 日（木曜日）

○日時 平成30年 6 月 14 日 午前10時03分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第 1 号 平成30年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第 3 号 網走市税条例の一部を改正する
条例制定について
3. 議案第 4 号 網走市都市計画税条例の一部を
改正する条例制定について
4. 議案第 7 号 財産の取得について
5. 議案第 8 号 財産の取得について
6. 議案第 9 号 網走市総合計画基本構想につい
て
7. 議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整
備計画の策定について
8. 報告第 2 号 網走市税条例の一部を改正する
条例制定に係る専決処分の報告
について
9. 報告第 3 号 網走市都市計画税条例の一部を
改正する条例制定に係る専決処
分の報告について
10. 請願第23号 2019年度地方財政の充実・強化
を求める意見書提出についての
請願
11. 請願第24号 2018年度北海道最低賃金改正
等に関する意見書提出について
の請願
12. 請願第25号 ライドシェアの推進に対する慎
重な審議を求める意見書提出に
ついての請願
13. 陳情第43号 L G B T（性的少数者）へ憲法
13条に基づいて立法・行政で最
大の尊重を求める陳情
14. 陳情第44号 L G B T（性的少数者）へ憲法
13条に基づいて立法・行政で最
大の尊重を求める陳情
（網走市に対する陳情）
15. 陳情第45号 地方消費者行政に対する財政支
援の継続・拡充を求める陳情
16. その他
（1）行政視察のとりまとめについて

（2）作況調査の実施について

○出席委員（8名）

委 員 長	金 兵 智 則
副 委 員 長	立 崎 聡 一
委 員	小田部 照
	川原田 英 世
	永 本 浩 子
	古 都 宣 裕
	松 浦 敏 司
	渡 部 眞 美

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	工 藤 英 治
-----	---------

○傍聴議員（5名）

井 戸 達 也
佐々木 玲 子
田 島 央 一
平 賀 貴 幸
山 田 庫司郎

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	後 藤 利 博
観光商工部参事監	二 宮 直 輝
建設港湾部長	石 川 裕 将
企画調整課長	秋 葉 孝 博
情報政策課長	干 場 正 博
財 政 課 長	林 幸 一
税 務 課 長	伊 倉 直 樹
企画総務部参事	北 村 幸 彦
農 林 課 長	梅 津 義 則
観 光 課 長	大 西 広 幸
商工労働課長	田 口 徹
観光商工部参事	高 井 秀 利
都市整備課長	立 花 学

都市管理課長	高 橋 勉
都市管理課参事	柏 木 弦
港湾課長	阿 部 昌 和

○事務局職員

事務局 長	大 島 昌 之
次 長	細 川 英 司
総務議事係主査	寺 尾 昌 樹

午前10時03分開会

○金兵智則委員長 お疲れさまです。

ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、先ほど付託されました議案7件、報告2件、請願3件、陳情3件の合計15件について審査をいたします。

審査の進行につきましては、最初に企画総務部関係の議案を審査し理事者入れかえ後、農林水産部、観光商工部、建設港湾部の議案を審査いたします。

再度理事者入れかえのあと、当委員会に付託されております請願・陳情の審査を行います。

その後、その他として行政視察の取りまとめについて、それと作況調査の実施について協議をいたします。

それでは、議案第1号中、財政課所管分の説明を求めます。

○林幸一財政課長 平成30年度網走市一般会計財産管理費旧網走高校解体事業の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料4ページをごらん願います。

1の補正の理由及び内容でございますが、旧網走高校につきましては耐震基準を満たしていない可能性があり、これまでも強風などにより屋根や外壁の吹きつけが剥がれるなど老朽化が著しく、安全性を確保できない状況でございます。

今後改修する予定もなく、数年で利用不可となることが想定されることから、解体する方向で関係者及び利用団体との協議を進めてきたところであり、校舎等を解体するための経費2億8,512万円を追加補正しようとするものです。

歳出予算でございますが、解体に係る工事費として2億8,512万円を追加。

財源につきましては、2の補正額（2）歳入予算に記載のとおり基金繰入金2,852万円、市債2億5,660万円となります。

なお、跡地の利用につきましては、社会福祉法人

から介護老人福祉施設の整備について打診があり、健康福祉部が協議を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 かなり古くなって老朽化しているということで、危険だということもあるのだというふうに思いますし、その後の利用もということで一定の方向性が決まっていることだというふうに思うのですが、工事自体はいつ解体されるということになっているのかお伺いします。

○林幸一財政課長 今回上程しております補正予算が成立した後のお話となるかと思えますけれども、担当課において入札を執行、仮契約を締結後、本計画についてその後上程、御審議をいただいて、内部撤去など可能な部分から先行解体し、31年3月で工事を完了するというスケジュールで考えてございます。

○川原田英世委員 31年3月に完了させるということで、スケジュール感をもってということなのですが、今入っている事業所さんもありますけれども出てもらうというか、どういった状況になっているのかを伺いたいと思います。

○林幸一財政課長 現在、恒常的に6つの団体に御利用いただいております。

また冬期間となりますけれども、サッカー関係などでも御利用いただいているところでございますけれども、昨年末から建物の老朽化に伴い解体する方向で利用団体・関係者とのお話を進めてきたところでございます。

この施設につきましては、年度ごとに契約を結んでございまして、御利用いただいております今年度につきましては本年12月いっぱいまでの利用ということで御理解をいただきまして、利用に関して契約を結んだところでございまして、利用の方と特に移転についてのトラブルということはございません。

○川原田英世委員 トラブルはないということなのですが、利用している方はそれぞれで御自由に行き先を考えてくださいという形になっているのか、何かそこに支援をするというか、情報提供をするとかそういったことをしているのかを確認したいと思います。

○林幸一財政課長 行き先につきましては、基本的には現在御利用いただいている団体様に考えていただくということで説明してまいっております。

1つの団体を除きまして、既に皆さん移転先が決まっていると伺っております。

残りの団体さんにつきましても、御相談があればお話を聞いた上で私どもとしてできる範囲での情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

ぜひ情報提供を進めていただいて、公共的な部分の団体等も入っています。

アイヌ協会だとかそういうところもありますので、いろいろと相談をしていただきたいというふうに思います。

それと予算の関係で、基金繰入金ということであるのですが、たしか過去に聞いた範囲ではもっと基金があったような感じで聞いていたと思うのですが、この基金というのは幾らあって、これに幾ら使うという形になっているのかお伺いします。

○林幸一財政課長 今回の解体を進めるに当たりまして、その資金手当を充当率90%の市債、残りの一般財源相当額を基金繰入金としているところでございます。

基金といたしましては、委員御指摘のとおり1億8,700万円ほど私ども基金として積み立てておりますけれども、こちらにつきましてはさきに試算しました財政収支見通しにおきましても、収支不足が見込まれていることもあり、できるだけ平準化した中で基金を充当していきたいというふうに考えておりますので、今回は基金を全額充当しないで基本的にこの高校の解体に関する基金を活用して、この事業は公債費の償還に充てていきたいというふうに考えているところでございます。

○川原田英世委員 公債費の償還に充てるということで理解しました。

31年3月までに、この解体自体が全部終わるということですが、このあと使われるところはその後すぐに何かこう、年が明けて32年度には活用される。さっきの話だと準備が進んでいるような受けとめ方をしたのですが、更地にしてすぐに何かこう施設を建てるとかそういった方向になっているのか、その間に何か跡地利用があってその期間を経てから利用されるのか、ちょっとそこはどんな感覚なのかわかる範囲で伺いたいのですが。

○川田昌弘副市長 跡地の利用については、除却後の話になりますけれども、今現在社会福祉法人のほうから特別養護老人ホームの建設地としての申し入れがあります。

私どもとしても、第7期の介護事業計画に特別養護老人ホームの増床ということで計画をしておりますし、さらにはまちづくりの観点、いわゆるコンパクトシティの考え方もあるということでそうした方向で、今その対象の社会福祉法人と協議を進めているというところでございます。

実際の建築に当たっては、除却後まだ法人のほうの補助申請の関係もありますから、その認定がどうなるかということもありますけれども、法人としては計画期間が3カ年の計画の中ではもう完成したいということで、できるだけ早くの着手を予定したいということで、今用地の売却の協議もそれから国に対する補助申請の協議も並行して進めているところであります。

○川原田英世委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 今、川原田委員から言われた基金の関係については理解しました。

最終的には、1億8,700万円というのは返済に使われて、最終的にはなくなるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○林幸一財政課長 そのとおりでございます。

○松浦敏司委員 もう1点、平地にした場合面積はどのぐらいになるのでしょうか。

○林幸一財政課長 土地面積につきましては、約2,592平方メートルということになってございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

特養ホームの申し出があるというようなことなので、そういう点では有効な形で使われるということのようでありますので理解いたしました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 内容については、おおむね理解させていただいたのですが、この場所というのが結構まちなかにあり、今市役所や市民会館や総合体育館などの再編を考えている中で、跡地も利用の一つの方向性として考える一考の余地はあった上で社会福祉法人と進めているのか、そういった検討はなされているのかどうかというのを伺いたいのですが。

○川田昌弘副市長 公共施設の耐震化の方向性ということで、今年度でやっていますけれどもその中の一つの候補地として検討はしています。

検討した結果、こういった方向というのはあその面積的な問題だとか、今やろうとしている公共施設の耐震化に向けた方向性として、あの土地が使える

るかどうかということを検討した上で、今回社会福祉法人から申し出のあった方向性のほうが有効的な活用ができるのではないかという判断をしたところであります。

○古都宣裕委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第1号平成30年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、企画総務部関係旧網走高校解体事業につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○伊倉直樹税務課長 議案資料21ページ、資料2号をごらん願います。

議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の関係部分について所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、1点目は個人市民税に係る非課税等の基準となる所得金額の引き上げについてです。

給与所得控除額及び公的年金控除額の一律10万円引き下げに伴い、所得割と均等割を含めた個人市民税の非課税措置に係る所得の要件を10万円引き上げる規定の整備を行うものでございます。

2点目は、個人市民税に係る基礎控除の逡減と廃止についてで、所得税と個人市民税に係る基礎控除について合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者から段階的に逡減させ、2,500万円越えの納税義務者からは適用を廃止し、またあわせて調整控除についても所得要件を創設し、その金額を2,500万円以下にする改正が行われたため当該規定に係る所要の整備を行うものです。

3点目は、大企業等を対象に法人市民税の申告について電子による提出義務を規定するもので、経済社会のICT化などを踏まえ、官民を問わずコストの削減と企業の生産性向上を推進する観点から、資本金が1億円を超えるなどの法人について法人市民

税の電子申告を義務化する規定を新たに整備するものでございます。

4点目は、市たばこ税について製造たばこの区分を新たに創設し、その区分の中に加熱式たばこを新たに設けることとなったため規定の整備を行うものです。

5点目は、加熱式たばこの課税標準の見直しについてです。

加熱式たばこは、近年急速に市場が拡大しておりますが、現行制度では紙巻きたばこと比べて税負担が低くなっているため、製品の特性を踏まえ重量と価格に分けて紙巻きたばこの本数に換算する方式に改め、5年間かけて新課税方式に移行し税率を見直すものでございます。

6点目は、市たばこ税の税率変更についてで、平成30年10月1日から4年間かけて3段階に分け1円ずつ増税し、最終的にたばこ1本当たり、国と地方をあわせて3円引き上げ、1箱当たり244.88円から304.88円まで税率を引き上げるものでございます。

7点目は、旧3級品紙巻きたばこに関して、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで経過措置として定められている税率を、平成31年9月30日まで延長することとあわせて、手持品課税の申告と納付期限等を変更するものでございます。

8点目は、公害防止用施設に係る固定資産税のわがまち特例の縮減についてで、固定資産税のわがまち特例により軽減しております公害防止施設について軽減範囲が細分化され、また軽減割合についても縮減された上で2年間延長されることとなったため、国の参酌規定に準じて所要の改正を行うものですが、当市に該当する施設はございません。

9点目は、津波避難施設に係る固定資産税のわがまち特例の拡充についてで、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、固定資産税の軽減対象施設に指定避難施設が追加され、防災用倉庫、非常用電源設備等の償却資産が特例対象に加えられることとなったため、国の参酌規定に準じて5年間、固定資産税の課税標準を3分の2とする規定を条文に新たに整備するものですが、この津波災害警戒区域につきましては、都道府県が指定することになっており、現在のところ当市は指定区域に入っていないため、特例措置の適用対象となる施設はございません。

10点目は、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税のわがまち特例の変更についてで、再生可

能エネルギーの特例措置について平成30年度からこれまでの種別区分を改め、種別ごとに発電能力の規模に応じた特例割合が適用されることとなり、当該措置が2年間延長されることとなったため国の参酌規定に準じて関係条例の規定を整備するものでございます。

11点目は、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税のわがまち特例の創設についてで、生産性向上のために行った設備投資が一定の条件を満たす場合、対象となる償却資産の固定資産税について、わがまち特例により3年間ゼロから2分の1の範囲で課税標準を軽減できることとされ、当市は全額軽減することを定めようとするものであります。

12点目は、地方税法の改正に伴い個人市民税、固定資産税に関する条項及び条文の整理についてで、関係する条文の文言整理が主な内容となっております。

本条例の施行期日及び経過措置等につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、28ページから47ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 なかなか難しくて、理解するのが大変なのですが、まず1点目の個人市民税に係る非課税等の基準となる所得金額の引き上げ、これが10万円引き上げて135万円になるということですが、もうちょっと具体的にわかりやすく説明していただきたいと思います。

○伊倉直樹税務課長 1番目の関係ですが、納税者に適用される基礎控除を一律10万円ふやす一方で、給与や公的年金の所得控除を一律10万円減額しまして、給与所得控除等から基礎控除へ10万円振りかえるというのが大きなイメージかというふうに考えております。

給与所得控除額が10万円引き下がったことによりまして、その分所得金額というのが上がります。

その結果、例えば昨年と同じ所得であっても非課税にならない方が出てきますので、そういった方々の非課税適用を維持するために給与所得控除等で減額となった分を同額基準額に上乘せをしまして、市民税に係る所得税、均等割、障がい者等の非課税基準をこれまでと同様の適用にするための措置ということでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、2点目の個人市民税に係る基礎控除の通減と廃止についても、合計所得が2,400万円超の納税義務者から段階的に通減させ、2,500万円超の納税義務者は適用を廃止し見直しを行うということなのですが、これについてももっとわかりやすく説明していただきたいと思います。

○伊倉直樹税務課長 これまで基礎控除の適用というのは、所得制限というのはございませんでしたが、税制改正によりまして一律基礎控除を10万円引き上げる一方で、高額所得者の基礎控除の通減と廃止を行うということになっております。

中身としてプラスの要因としまして考えられるのは、合計所得金額が2,400万円以下を対象にし、2,400万円以下の方は控除額が一律10万円引き上がります。

マイナスの要因としましては、合計所得金額が2,400万円を超え、2,500万円以下の方の個人の基礎控除額は徐々に通減、減らしていくということになり、また合計所得金額が2,500万円を超えた方の個人の基礎控除額の適用を廃止しゼロにするということになっております。

○松浦敏司委員 なかなかこれほど所得がある人は、そんなにたくさんはいないかなというふうに思うのですが、どういう人たちが対象となるのか、その対象となる方はどれぐらいいるのか伺います。

○伊倉直樹税務課長 対象の話ですが、給与所得者は例えば高額な場合を除き基礎控除の引き上げで給与所得控除の減額分というのが相殺されて、基本的にプラスマイナスはゼロというふうに考えております。

このことを踏まえまして、対象となるのは原則個人の自営業者等の方で所得金額が2,400万円以下の方というのは、基礎控除が10万円ふえるためその方たちというのは節税につながるというふうに考えております。

一方、2,400万円以上の所得の金額の方というのは、先ほど御説明しましたが基礎控除が通減されていくということと、また2,500万円以上の方というのは基礎控除が廃止になるので、基本的には増税につながるということが見込まれております。

また対象者の数の関係でございますが、平成29年度の課税ベースで試算をしたところ、納税者目線で節税効果としては900人ほど。税収的には、市にとってはマイナス540万円ぐらいが、29年度別ベース

では考えられるのではないかというふうに試算をしております。

また、一方で増税の効果としましては、約90の方が対象となっております、税収的には240万円ほどの増収が見込まれるということで考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に3点目に、大企業等における法人市民税の電子申告の義務化というふうにあります、それはどのようなものなのか、まず伺いたいと思います。

○伊倉直樹税務課長 この内容でございますが、主に資本金が1億円以上の法人や相互会社、投資法人などといった国内の特定法人の法人市民税の申告について電子情報処理、地方でいうとエルタックスによって申告を義務づけるというものでございまして、決算時における確定申告のほか中間申告や修正申告を対象としております。

○松浦敏司委員 一般的に網走にはそんなに大企業というのはいくつも見えないのですけれども、とはいっても関連する会社が日ハムなどもあるとは思いますが、対象企業となるとところと現状の申告状況はどのようになっているのか伺います。

○伊倉直樹税務課長 まず対象でございますが、網走市内にある本店や支店のうち、資本金が1億円以上の法人で現状110社ほどございます。

その中で、直近の確定申告の実績になりますが、50社ほどが電子情報処理により申告書を提出済みという状況となっております。

○松浦敏司委員 意外に多いなというふうな印象を持っています。

とりあえず、それはわかりました。

次に4点目に、製造たばこの区分を新たに創設し、あわせて加熱式たばこの細区分を設けるというふうにありますけれども、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

○伊倉直樹税務課長 たばこ税の関係ですが、今回国のたばこ税と同様に地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分というのを設けまして、その中に新たな区分として加熱式たばこというものを設けるものでございます。

今までのたばこ税の課税方式というのは、加熱により蒸気となるグリセリン等の溶液の重量が税額の計算に反映されなかったため、消費によっては税制上の取り扱いが異なっておりましたが、今回の改正によりまして加熱式たばこに係る税制上の取り扱い

を商品間で統一するために、製造たばこから分離された溶液部分についても製造たばことみなすこととなったということでございます。

○松浦敏司委員 なかなか難しい。

次5つ目に加熱式たばこについて、課税方式を変更し5年かけて課税基準を見直すというふうにあるのですが、これについてもっと具体的に教えて下さい。

○伊倉直樹税務課長 現行の加熱式たばこは、税法上のパイプたばこに分類をされておまして、葉たばこが詰められたスティックやカプセルの重さの1グラムを紙巻きたばこ1本分に換算をして、課税をしております。

しかし先ほどの説明とも重複しますが、製品重量が軽いということから、例えば小売価格が420円や460円といった一般的な紙巻きたばこと同じ場合であっても、紙巻きたばこよりも税額が低くさらに販売される各社の製品の重さの違いによって、製品間でも最大6倍ほどの税額差が開いているという状況がございました。

このような課題を解決するために、このたびの税制改正におきまして、現行の課税方式である重量基準のほかに小売価格やたばこの中身の特徴などを反映した新たな課税方式に変更しまして紙巻きとの税率の差を縮めるとともに、加熱式の製品間の税額差の大幅に縮小を図るというものでございます。

○松浦敏司委員 喫煙者にとっては大変ですね。

わかりました。

次に6点目に、4年間かけて3段階に分けて引き上げるというふうにあります、4年で3段階というのはどういうことなのか伺います。

○伊倉直樹税務課長 市たばこ税を含めたたばこの税率を平成30年10月1日から、4年間かけて3段階に分けて引き上げることなのですが、今回の改正では、平成30年10月に国と地方合わせて1本1円増税した上で、消費税率が10%に引き上げられる予定の31年度というのは見送るという計画で、32年度から2年間で1円ずつを増税し、結果的に4年間で1本3円の税率を3段階に分けて引き上げることになっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に7点目の旧3級品たばこというのは、わかりやすく言えば、例えば「エコー」や「わかば」あるいは「しんせい」「ゴールドンバット」というのが私たちのなじみのある名前なのですが、それに当た

るのかなというふうに思うのですが、そういった価格の安い製品のことを示しているのか、その辺を確認したいと思います。

○伊倉直樹税務課長 旧3級品たばこの関係でございますが、今委員のお話がありましたように旧3級品たばことは、現状「エコー」「わかば」「しんせい」「ゴールドデンバット」「バイオレット」「ウルマ」の6銘柄というふうに承知をしております。

この旧3級品たばこですが、いわゆる一般のたばこで使われない葉の部分というのを使用して製品化したたばこでございまして、平成28年3月までは特例税率というのが適用されていたため価格が低く抑えられていましたが、この特例が廃止となりまして一般のたばこと同じ税率になりますが、税率の激変緩和の観点から平成28年4月から段階的に引き上げは行われているところでございます。

○松浦敏司委員 今回、税率の延長とは現行の税率をそのまま維持することだというふうに思うのですが、その理由と例えば網走市への影響というのはどういふふうになるのでしょうか。

○伊倉直樹税務課長 平成31年4月1日から平成31年9月30日まで特例税率の適用が延長されることにつきまして、明確な理由というのは示されておられません。主な要因の一つとして考えられることは、来年の10月1日に消費税が8%から10%に引き上げられる予定になっていることが一つ上げられるのではないかとこのように考えております。

仮に来年の4月1日に旧3級品の税率を上げると、同じ年の10月1日の消費税増税のときに、また小売価格の変更が生じてしまうということになります。

そうしますと、小売店のレジや自動販売機などについて短期間でのシステム更新等の負担を強いるということもありますので、これらを回避するために延長して10月1日の予定されている消費税の増税時に合わせたのではないかとこのように考えております。

また、当市への影響の話でございますが、旧3級品たばこの喫煙割合というのは比較的当市の場合はそう高くないという状況でございまして、税収的にはそう大きな影響はないのかなと思っておりますが、ただ結果的には半年間税率が延長になることで価格が抑えられますので、仮に10月の値上がりの前にまとめ買いをするという方の傾向はあるのかなというふうには考えております。

○松浦敏司委員 理解しました。

次に10点目に、再生可能エネルギーに係る固定資産税のわがまち特例の変更とありますが、現状の対象施設というのはどういう状況なのか伺います。

○伊倉直樹税務課長 再生可能エネルギーの特例措置というのは平成24年度からスタートしましたが、これまでは固定価格買取制度、いわゆるFIT制度の適用を受ける産業用太陽光発電所は全て特例措置の対象となっていたのですが、平成28年4月1日以降特例措置を受けられるというのは、このFIT制度の適用を受けていない自家消費型のみの施設を対象とすることになっております。

一方、太陽光発電以外の発電設備というのは、FITの固定価格買取制度の認定を受けている設備しか当該措置を受けることができないという状況になっております。

○松浦敏司委員 今回の改正で、わがまち特例を変更する目的というのはどういうものなのか伺います。

○伊倉直樹税務課長 目的の話ですが、明確に示されたものが正直わかりません。

ちょっとその辺を把握しておりませんので推測の話になるのですが、例えば太陽光発電については特例率が1メガ未満の場合というのは3分の2のまま、これはこれまでと同じなのですが、継続された一方で1メガ以上というのは4分の3に固定資産税の課税標準額が縮減ということになっております。

これはどちらかというと環境に配慮する観点から、例えば自己の会社や農家さんの畜舎などの業務用といいますか、その電力を賄うために整備した設備については支援を手厚くしているのではないかと考えておまして、太陽光発電については他の再生可能エネルギーに比べて導入しやすいという面もあることから、どちらかというとそういった発電能力の低い区分について、これまでの特例率を維持継続しているのではないかとこのように考えております。

このほか、先ほどの説明とも重複しますが、太陽光発電施設の普及に比べまして、風力や水力それから地熱、バイオマス等の発電施設の整備というのは伸び悩んでいるというような話を聞いておりますので、これらを踏まえたと例えば自然条件によらずと安定的な再生可能エネルギーの運用が可能な水力や地熱、バイオマス発電設備の促進を後押しするために、能力区分に応じた特例率の見直しを行ったの

ではないかというふうに認識をしております。

○松浦敏司委員 わかりました。

最後に、11点目の生産性革命の実現に向けて中小企業の設備投資に対する特例の創設の目的と、どのような効果をもたらすのか伺います。

○伊倉直樹税務課長 本年の6月6日に生産性向上特別措置法が施行されまして、国は今後3年間を集中投資期間と位置づけまして、中小企業の生産性革命の実現を図るということになりまして、市町村で作成をいたします導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小企業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械や装置のうち、直接起用される設備の固定資産税について、最初の3年間はゼロにする特例措置を固持ということに今回しておりますが、この中小企業の設備投資に伴う税収アップを図ることを目的にしているというふうに考えています。

また、特例措置による効果というお話だと思いますが、今回ゼロから2分の1の範囲で条例を定めるということになっていましてゼロにするのですが、中小企業の積極的な例えば設備投資の後押し、また呼び水につながるということが最も期待できるというふうに考えたこと、最初の3年間課税標準をゼロにしたとしても中長期的には調定額全体の底上げにつながるというふうに考えておりまして、税収の確保につながるのではないかと考えております。

○松浦敏司委員 とはいえ、なかなか今網走市の中小業者の状況というのは、設備投資に向くような状況があるのかといえ、なかなかないのかなというふうに思うのですが、その辺どのように見ているのか伺いたいと思います。

○田口徹商工労働課長 中小企業の設備投資ですけれども、現在確かに委員のおっしゃるとおり、設備投資の市の融資制度も需要が非常に多いわけでもないし、積極的であるとは言にくい状況となっております。

今回の法律が施行されまして、市のほうでは既に先端設備の導入促進基本計画というのを策定しております。

その中では、年間約6件程度の固定資産税の減額申請をしてくるのではないかとという目標を立てています。

この根拠ですけれども、平成24年から「ものづく

り補助金」というのがあるのですが、この補助金に対して毎年2件の申請が出ています。

この市がつくった基本計画が国に同意されることによりまして、この「ものづくり補助金」の採択基準が一部緩和されることもあります。

ですから、こういう計画をつくることによりまして、一層この「ものづくり補助金」の申請もふえてくるというふうに考えられますし、そういうことから年間6件程度の申請が出ると。

この計画は3年計画となっております、3年間で約20件の申請があるものというふうにして考えております。

○松浦敏司委員 そういう意味では、この条例が改正することによって中小企業に元気の出る方向が見えるというようになるのかなというふうに思いますので理解いたしました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 9番目の津波避難施設にかかわる固定資産税のわがまち特例の拡充なのですが、これは津波避難施設とされたところに対する固定資産税のある程度の減免といいますか、緩和のような措置ということの理解でよろしいでしょうか。

○伊倉直樹税務課長 9番目の津波避難施設に係る固定資産税のわがまち特例の拡充というのは、今委員がおっしゃられたように津波災害警戒区域に指定された地域がまず指定され、この辺でいうと北海道が指定することになるのですが、そこで指定された地域での避難施設に関する固定資産税の軽減が拡充されたということでございます。

○古都宣裕委員 例えば、その避難区域の中に民間で指定されるのは平地だったり、低地のほうにあるところの海や川の付近だと思うのですが、市でなかなか高台のものは建てられないけれど、民間で大きな建物があって、そこを仮に避難指定区域と施設として契約なり、そういう条文なりを結んだ場合、そこも提供されるというイメージでいいのでしょうか。

○伊倉直樹税務課長 市のほうで全部の避難施設を直接管理するのは難しいと思うので、例えばその協定している施設というのも対象になるというふうに考えております。

○古都宣裕委員 今現在、そういった市の持ち物ではなくて民間でそういうふうになっているところが何カ所あって、その場合そういったところはどのくらいの減免措置を受けているのでしょうか。

○伊倉直樹税務課長 現状網走市というのは、災害の警戒区域に指定されておりませんので、私がここにその資料を持ち合わせていませんので、今現在例えば、仮にそうなった場合にどれぐらいの固定資産が減免になるかというのはちょっと把握しておりません。

○岩永雅浩企画総部部長 当市では津波災害警戒区域が指定されていませんが、津波避難ビルとして協定を結んでいるものについては、国家公務員が入居される官舎、そこが1カ所あるぐらいです。場所は緑町です。

○古都宣裕委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第3号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定させていただきます。

○金兵智則委員長 それでは次に移ります。

議案第4号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○伊倉直樹税務課長 議案資料48ページ資料3号をごらん願います。

議案第4号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い市税条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、特例措置を定めた地方税法附則第15条の項ずれに伴い規定の整備を行うものです。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては49ページに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第4号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定させていただきます。

○金兵智則委員長 次に移ります。

続きまして、議案第7号財産の取得について説明を求めます。

○干場正博情報政策課長 議案資料54ページの資料6号をごらんください。

議案第7号財産の取得について御説明を申し上げます。

今回取得する財産につきましては、当市の情報システムの更新に伴う関連機器一式でございます。

1の取得理由ですが、現在使用している情報システムは平成25年に構築したものであり、処理能力や容量に不足が生じており、またセキュリティレベルの維持向上を図るとともにシステムの安定運用を図ろうとするものでございます。

2の取得する財産の概要につきましては記載のとおりでございますが、更新するシステムの内容につきましてはメール管理や会議室予約などを行うグループウェアシステムのほか、公文書の管理システム及び財政計画作成などに必要な財政システムでございます。

取得する金額は2,592万円、取得の相手方は北海道市町村備荒資金組合でございます。

なお、機器購入及び検査に係る事務につきましては網走市に委任されており、納入期限につきましては平成30年8月31日としております。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 大変高価なものなのですが、前回は平成25年でおおよそ5年程度ということですが、今回購入するこの機器について耐用年数と言っているのか、当面何年ぐらい使えるというふうに判断しているのでしょうか。

○干場正博情報政策課長 耐用年数等につきましては定まったものはございませんけれども、おおむね最低でも5年程度ということをご想定してございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 定期的に交換が必要なシステムだということは認識しているのですが、セキュリティレベルの維持向上、これはグループウェアシステムになっていますけれど、グループウェアシステ

ム運用サーバー他とありますが、機器の購入なのかシステムの導入なのか、両方という認識か、どういったものなのかちょっとイメージがつかないので教えていただければ。

○干場正博情報政策課長 システムの内容につきましてでございますけれども、まずサーバーのOSまたハード面の機器をあわせたものとなっております。

またソフトにつきましては、現行の使っているものをそのまま流用、データを移行ということを考えてございます。

○川原田英世委員 わかりました。

定期的に関わってくるというのもあるのですけれども、今はいろいろと技術的なものもあってクラウドで処理したりだとか、いろいろなものがあるのですが、ほかの物もいろいろ検討した上で、これがこれだと5年に一度、必ずこういうふうになってくるのだと思うのですけれども、そういった状況下であっても、これがほかのシステムと比べても1番ベストであるという判断なのか、ちょっとそこら辺を伺いたいと思います。

○干場正博情報政策課長 今回の導入するシステムにつきましては、クラウド化するという選択肢もあったのですが、今回平成30年からの基幹系のシステムにおきましてクラウド化をしております。

効果等も検証した中で、次期情報系のシステムにつきましてもクラウド化するかどうかということについて、改めて検討したいと考えております。

○川原田英世委員 実際に使ってみてというところで、段階を経てクラウドがいいのかどうかというところの判断と思うのですが、これどうなのでしょう。

取得金額は2,592万円となっておりますが、仮にこれがクラウドだった場合はどのくらいの金額になるのか、そういう試算もされたということなのでしょう。わかればその金額も教えてください。

○干場正博情報政策課長 今回のものについて、クラウド化するに当たっての試算はしておりません。

○川原田英世委員 試算していないのならわからないですね。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

他にございますか。

○古都宣裕委員 今回取得相手が備荒資金組合となっているのですけれども、僕のイメージでは資金組合がシステム構築をしているわけではないともちろん

思うのですが、こういった流れでできたものなのでしょう。

○干場正博情報政策課長 今回取得する相手につきましては北海道市町村備荒資金組合でございますけれども、別の販売業者から購入してそれをまた網走市が取得するという流れになっております。

○古都宣裕委員 このシステム自体は国内のメーカーで生産されたものなのか、海外メーカーでつくられたシステムなのかおわかりになるのでしょうか。

○干場正博情報政策課長 国内のメーカーと聞いております。

○古都宣裕委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第7号財産の取得につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定させていただきます。

○金兵智則委員長 では、次に移ります。

続きまして、議案第9号網走市総合計画基本構想について説明を求めます。

○北村幸彦企画総務部参事 網走市総合計画基本構想について御説明申し上げます。

議案資料別冊資料8号をごらんください。

1、総合計画策定の趣旨、基本方針（1）策定の趣旨でございますが、第5期網走市総合計画が平成29年度までの計画となっていることから新たな計画を策定するものでございます。

次に（2）策定に当たっての基本方針でございますが、本格的な人口減少や少子高齢化を初めさまざまな課題が顕在化しておりますが、今後の社会経済を展望しながら長期的なまちづくりの指針となる計画とするものであります。

また計画策定に当たっては、「協働によるまちづくりの意識向上」と「行政組織の活性化」を目的に、多くの市民に参画していただく『みんなの総合計画』、「市民との協働のまちづくり」を進めるため、まちの目指す姿と方向性を市民と共有する『わかりやすい総合計画』の2つの視点で策定しております。

次に（3）計画の構成及び期間でございますが、総合計画は「基本構想」と「基本計画」で構成し、

期間は平成30年度から10年としております。

1 枚めくっていただき、2、総合計画の策定体制でございますが、総合計画の策定については当市の附属機関であります（1）の総合計画審議会にて御審議と取りまとめを行い答申をいただきました。

そのほか（2）総合計画協働会議、（3）中高生ワークショップを開催し、さまざまな御意見をいただきながら計画案の策定をしてきたところでございます。

また計画案につきましては、パブリックコメントを4月25日から5月24日までの1カ月間実施しましたが、意見などはなかったところでございます。

次に3、網走市総合計画基本構想でございますが、将来像を『豊かな自然に ひと・もの・まちが輝く健康都市 網走』といたしました。

協働会議や中高生ワークショップから出された思いや、審議会委員からの意見を踏まえ策定したもので、今後本格的な人口減少、少子高齢化社会の進行により生活基盤の維持さえ困難な時代を迎えようとしていますが、網走の持つさまざまな魅力を最大限に活かしたまちづくりを進めることにより、この難局を乗り越え10年先も豊かで美しい自然の中、ひと・もの・まちが輝き続け、だれもが健康で安心して暮らすことのできるまちをイメージしたものでございます。

次に、将来像を実現するための5つの目標でございますが、目標1は、一人ひとりを大切にするやさしいまち、目標2は、豊かな自然と共生する安心なまち、目標3は、ひとが集いにぎわいと活力を生むまち、目標4は、豊かなひとを育むまち、目標5は、ともに歩み、築く協働のまちといたしました。

別冊でお配りしております議案第9号に添付の網走市総合計画基本構想16ページをごらん願います。

5月22日開催の総務経済委員会にて川原田委員より、目標3、ひとが集いにぎわいと活力を生むまちの1、取り組みの方向性の1行目にあります経営の効率化という表現は、経営の縮小をイメージさせるのではという御意見をいただきました。

御意見につきまして、検討させていただいた結果、効率化という表現の意図としてはこれからの人口減少による働き手不足が懸念される中、ICTの推進など少ない労力で大きな効果を生み出すという意味合いでございますので、市といたしましては前回と同じ内容としております。

事業や経営の縮小を意味するものでないことに、

御理解いただきたいと思います。とっております。

なお、5つの目標ごとの取り組み、分野別に現状と課題、基本方針、施策の展開、関連する個別計画を示しております基本計画を議案資料8号に添付してございますのでごらんいただければと存じます。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいですか。

○川原田英世委員 先ほども御説明いただきまして、私が以前質問させていただいたことも上げていただきました。

文言等がいろいろと読み取り手にとって、変わるということがないようしっかり周知していただき、総合計画ですのでその辺を気をつけていただきたいというところです。

それで、目標の中にやはり「ともに歩み、築く協働のまち」という5つ目の目標、これがすごく重要なのだと思うのですが、しかしながらパブリックコメントでも何も上がってこなかったということは残念です。

こういうところで市民の声がいろいろと出るということが、すごく重要なのだというふうに思います。

その中で、この目標をどのように進めていくのかというところはすごく重要だと思うのですが、こういったパブリックコメントをいただく場面があると思うのですが、なかなかいつも集まらない。

ここもやはりやり方をいろいろ変えていかなくてはいけないと思うのです。

そういった中で、今回もなかなか声が集まらなかった、ゼロだったということなのですけども、どのようにされて、どのような形があったけれども集まらなかったのか、それに対して今後どのようにすべきなのか、そういった課題等があれば伺いたいと思います。

○秋葉孝博企画調整課長 今回のパブリックコメントですが、実施の内容につきまして簡単に御説明させていただきます。

募集期間ですが、平成30年4月25日から1カ月間、5月24日まで実施しております。

市のウェブサイトのほかにコミセン6カ所、これは西網走、呼人も含むコミセン6カ所、それから住民センターで駒場と向陽の2カ所、エコーセンター、それから藻琴の総合研修センター、北浜の農村

環境改善センター、それから本庁舎全12施設に今回の総合計画の資料のほかに概要版という形で、これは今お配りをしていませんがA3版で2つ折りという形で、どうしても見ていただけないということがございましたので、要約したものを用意しまして、これに意見書を挟み込みまして10部ずつ施設に置いたところですよ。

結果なのですが残数を確認しておりまして、持ち帰りが全部で10部、12施設ですから120部を用意しましたが、21部が持ち帰った方がいらっしゃるというところまでは確認をしています。

それからウェブサイトにつきましては、閲覧件数のカウントをとっておりますので、件数としては221件の閲覧があったというところまでは確認しております。

今回、少しでも意見をいただきたいということで概要版をつくり、そういったところでは工夫をしたのですが、結果的には何ら意見をいただけなかったということがありますので、引き続き、こういう計画に対しましては、市民の皆様の意見を聞くことが大変重要だというふうに認識は十分しておりますので、今回取り組んだようなことも継続しながら、また創意工夫しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 創意工夫が重要だと思います。

施設に置いて「どうぞご自由に」と言ってもなかなかそれは難しいですね。

前向きにどんどん新たな取り組みをしてほしいと思いますし、ほかの機関との連携ですよ、そういったところもいろいろな情報の周知だとか全てに当てはまるかもしれないですけども、町内会の回覧版に入れて下さいとか、いろいろなやり方があるのだというふうに思いますので、そういった中で「一緒につくるまち」というこの目標を達成するために、創意工夫をさらに凝らしてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第9号網走市総合計画基本構想につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定をさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明を求めます。

○林幸一財政課長 議案第10号及び議案資料の57ページ、資料9号をごらんいただきたいと思います。

議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

まず目的でございますが、辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、総合整備計画を策定するものでございます。

次に、総合整備計画の概要でございますが、計画期間は平成30年度から平成34年度までの5年間でございます。

事業の内容でございますが、1つ目は老朽化した卯原内と嘉多山にある2つの僻地保育所を統合し、新しい保育所を卯原内地区に整備するものでございます。

対象となる辺地名は、能取と平和地区で構成する能平辺地と、嘉多山と越歳地区で構成する嘉越辺地で、事業費は2億3,870万円でございます。

2つ目は、市道の二見ヶ岡～卯原内線を整備しようとするもので、対象となる辺地名は嘉多山と越歳辺地で構成する嘉越辺地で、事業費は1億1,500万円でございます。

3つ目は、市道浦士別東16線を整備しようとするもので、対象となる辺地名は浦士別辺地で事業費は7,000万円でございます。

これらの事業のうち、平成30年度当初予算に計上している市道整備のうち、4,000万円につきましては本年度中に事業を完了する予定でございます。

それ以外の市道整備につきましては、平成34年度までの事業費を計上しております。

本計画は北海道知事との協議が整っておりますので、今回御審議の上、議決をいただきましたあとに総務大臣に提出することとなります。

このことにより、財政上有利な辺地債の発行が可能となり、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 これは、例えば保育所の関係でいうと統合するわけですから、そういった地域住民と

の合意というのはあるのでしょうか。

○川田昌弘副市長 各地区の代表の方々と構成する協議会からの要請もいただいておりますし、各地区からの要請もいただいて、統合の方向でさまざま建設位置などいろいろ協議しながら、最終的に建設するという方向に至ったところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定させていただきます。

○金兵智則委員長 それでは続きまして、報告第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○伊倉直樹税務課長 議案資料59ページ、資料11号をごらん下さい。

報告第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い市税条例の関係部分について所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが1点目は、文部科学大臣の承認を受けた実演芸術公演施設のバリアフリー改修を行った場合に、固定資産税を減額する措置が創設されたことに伴い、適用を受けようとする者が行うべき申告の規定を整備するものでございます。

なお現在当市には、該当する施設がないため影響はございません。

2点目は、地方税法の文言及び条項改正に伴い、関係する個人市民税、法人市民税、固定資産税の文言等の整理を行うもので、主な改正内容は引用条文の整理のほか、平成30年度の固定資産税の評価がえに伴い平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税について、税負担の均衡化を図るため現行の負担調整措置の仕組みを延長することなどであります。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3の施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、61ページから

79ページに記載のとおりでございます。

ただいま説明をいたしました条例改正につきましては、緊急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付をもって専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げ御承認をお願いするものでございます。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

○松浦敏司委員 対象となる施設がないということは理解できるのですが、イメージがわからないので、この対象となる実演芸術公演施設というものは、具体的にはどういった施設のことをいうのか、具体的な例として上げていただければイメージができるのかなと思うのですがいかがでしょう。

○伊倉直樹税務課長 イメージとしては、能楽堂や演芸場などの伝統芸能の公演施設というふうに言われております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

報告第2号網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告につきましては、報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ではそのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、報告第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○伊倉直樹税務課長 議案資料80ページ、資料12号をごらん願います。

報告第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、1点目は、先ほど市税条例でも説明しましたように、文部科学大臣の承認を受けた実演芸術公演施設のバリアフリー改修を行った場合に都市計画税を減額する措置が創設されたことに伴い、当該措置の適用を受けようとするものを行うべき申告の規定を整備するものですが、同様に現在当市には該当する施設はございませんので、影響は

ありません。

2点目は、地方税法の文言及び条項改正に伴い、関係する都市計画税の文言等の整理を行うものです。

主な改正内容は、引用条文の整理のほか平成30年度の固定資産税の評価がえに伴い、平成30年度から平成32年度までの各年度の都市計画税について、固定資産税と同様、税負担の均衡化を図るため現行の負担調整措置の仕組みを延長することなどであります。

本条例の施行期日及び経過措置につきましては、3、施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表は81ページから85ページに記載のとおりでございます。

ただいま説明をいたしました条例改正につきましても緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日付をもって専決処分いたしましたので御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りいたします。

報告第3号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告につきましては、報告承認すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定をいたします。

議員、理事者から何かございますか。

〔「なし」「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここで理事者入れかえのため、暫時休憩をいたします。

午前11時13分休憩

午前11時20分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

まず初めに、議案第1号中、農林水産部、観光商工部、建設港湾部について説明を求め、質疑を行います。

それではまず初めに、議案第1号中、農林課所管分2件について説明を求めます。

○梅津義則農林課長 議案資料5ページをござん願います。

平成30年度一般会計農業振興費経営体育成支援事業補助金の補正予算について御説明を申し上げます。

す。

補正の理由につきましては、国が直接支援をいたします経営体育成支援事業を活用いたしまして、経営規模の拡大や農産物の高付加価値化を目的とした、意欲ある経営体の農業用施設整備及び農業用機械の導入をする際に資金の融資を受ける場合、取得価格の10分の3かつ300万円を上限として助成をするものであります。

本事業では2件採択されておりまして、総事業費は2,222万4,000円で、補正対象経費の10分の3かつ300万円以内となる323万円を助成いたします。

本事業での事業内容でございますが、嘉多山地区の農業者においてジャイロセンサーを、北浜地区の工事においてGPS付トラクターを導入する計画となっております。

補助額につきましては、歳出・歳入ともに記載のとおり323万円を補正するものであり、財源につきましては全額が道の補助金でございます。

次に6ページをござんください。

平成30年度一般会計農業振興費畑作構造転換事業補助金の補正予算について御説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、バレイショ、てん菜等について畑作営農の規模拡大に対応した競争力のある畑作産地への構造転換に向けた省力作業体系の導入や、生産性向上技術の導入、種バレイショの生産性向上等を支援するため、国が実施する畑作構造転換事業を活用し、取得価格の2分の1以内で助成をするものであります。

本事業では8件採択されており、総事業費は1億9,493万6,760円で、補助対象経費の2分の1となる9,024万8,000円を助成いたします。

本事業の事業内容についてですが、能取地区の営農集団で、てん菜ハーベスターとタッパーの導入を、卯原内地区の営農集団でカットドレン、バレイショハーベスター、トラクターの導入、嘉多山地区の営農集団でバレイショプランター、てん菜移植機、トラクターカットドレンの導入、音根内地区の法人及び営農集団で、てん菜移植機、バレイショプランター、トラクター、ロータリーウィッチャーの導入、浦士別地区の法人及び営農集団で、バレイショハーベスター、てん菜移植機、トラクターの導入、栄地区の法人でバレイショハーベスターを導入するという計画となっております。

補正額につきましては、歳出・歳入ともに記載のとおり9,024万8,000円を補正するものであり、財源

につきましては、全額が道の補助金となってございます。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 まず、経営体育成支援ということですが、ここに補正の理由及び内容ということで「意欲ある農業経営体の」というふうにあるのですが、具体的には「意欲ある」というのはどういうふうなものなのかよくわからないのですが、御説明いただきたいと思います。

○梅津義則農林課長 今回は地域の担い手ということで、人・農地プランのほうに位置づけられた経営体及び農業者というようなことで、そういった対象者になってございます。

○松浦敏司委員 担い手がしっかりいて、今後の農業を進めていく上で、積極的に営農するというような方を対象とするというイメージでよろしいのでしょうか。

○梅津義則農林課長 人・農地プランにつきましては、持続可能な農業を実現するためにそれぞれの集落地域において未来設計を作成するといったことがこのプランの目的でございますので、将来的に営農が継続するといったようなところが対象になるかと思えます。

○松浦敏司委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 畑作構造転換事業のほうは2分の1補助ということだったのですが、こちらの経営体育成支援事業補助金の補助率はどれぐらいになっているのでしょうか。

○梅津義則農林課長 取得価格の10分の3かつ300万円以内が条件となっております。

○古都宣裕委員 主にICT化になるような機器について使われていると思うのですが、網走はだいたいどれぐらいがこういった機器を購入されていて、今後どれぐらいの見通しであるのかということがちょっと気になったのですが、もしデータがあれば教えて下さい。

○梅津義則農林課長 この件につきまして、農協さんのほうにも照会はかけたのですが、実際トラクターが何台あって、そのうちどれくらいにGPSがついているとか、そういったところは押さえていなかったのですが、GPS基地局がございましてそちらのほうに登録をされている台数というのは、端末台数ですけれども、79台ということで確認をしております。

ます。

ただ端末によって、農家さんが持っているトラクターがそれぞれ端末1個につき1台のトラクターということではなくて、何台もトラクターを持っていたとしても、その端末からいろいろセットアップをして操作ができるということで聞いておりますので、トラクターの台数については、農協さんでも把握していないということだったのですが、感覚的には1割程度ではないかというようなことで、担当の方はおっしゃっていました。

○古都宣裕委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に移ります。

続きまして、一般会計補正予算中、観光振興費について説明を求めます。

○高井秀利観光商工部参事 議案資料7ページをごらん願います。

平成30年度一般会計観光振興費オホーツク網走マラソン開催負担金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、オホーツク網走マラソンの開催に対するスポーツ振興くじ助成金、通称t o t oの交付決定に伴いその財源を補正するものであります。

補正額についてですが、歳入では諸収入オホーツク網走マラソン開催助成金として640万円の追加補正を行うものです。

これに伴いまして、一般財源の所要額が640万円の減額となります。

以上で説明を終わります。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に移ります。

続きまして、一般会計補正予算道路橋梁新設改良費について説明を求めます。

○立花学都市整備課長 議案資料8ページをごらんください。

平成30年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、道路ストック修繕事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金の減額に伴い、道路整備に係る工事費900万円を減額補正するもの

でございます。

当該事業では、中園地区の呼人東藻琴線、延長570メートルの舗装修繕工事を予定しておりましたが、国庫補助金の減額に伴い延長440メートルの整備を行うこととするものでございます。

補正額であります、補正前の額が4,000万円、補正額が900万円の減額、補正後の額が3,100万円となり財源内訳は記載のとおりでございます。

歳入予算についても、記載のとおりでございます。

また予定しております施工箇所につきましては、9ページに記載の位置図を御参照願います。

以上が都市整備課所管分の補正予算でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 ここ数年、せっかく予定していたのに国の許可が出ないということで、減額補正が続いています。

それで国の社会資本整備事業というのが、この間日本列島全体にさまざまな災害が起きているというようなことがあるのですけれども、国全体の予算としては、この部分ではふやしていないのでしょうか、それでこういうことになるのでしょうか伺います。

○立花学都市整備課長 社会資本総合交付金事業総括の予算としては、国の予算ベースですが、毎年前年度ベースと比較すると、微増というような形でほぼ変わらない予算の内訳になっているということで聞いております。

○松浦敏司委員 そういう意味では、今の日本の状況というのは、相当集中的な豪雨などさまざまな形で災害が起きているのに、それにあった形での予算化が十分なされていないというようなことがあってだろうというふうに思うのですが、いずれにしても減額をせざるを得ないということについてはやむを得ないということでありますし、そのことによって、計画どおりに工事ができないという点では非常に残念であります、これによって計画が若干おくれるということになるということで捉えていいでしょうか。

○立花学都市整備課長 当初予定していた整備延長が、やはり予算が確保できないということにつきましては、事業の進捗は確かにおこなっている状況であります。

ただ、緊急性があつて交通の安全が確保できない

というような箇所につきましては、適宜それについては修繕を行っていくということで、今回行っている事業については、長寿命化を図るような対策を行っていくという事業ですので、若干整備年次はおこなわれていきますけれども、大きな目標年次にはそんなに変更はないかというふうに捉えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 内容は大体わかったのですが、1点確認ですけれども、請負の事業者さんとの関係というか、減額されてこうゆうふうになりますというのはどのような話をされているのか、それに対しての影響だとかそういった話をされているのか、確認だけしたいのですが。

○立花学都市整備課長 請負業者とのお話の中でという御質問ですけれども、これから工事のほうは発注しますので、まだ業者のほうは決まっていない状況でございます。

○川原田英世委員 わかりました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に移ります。

続きまして、一般会計補正予算港湾建設費、2件一括しての説明を求めます。

○阿部昌和港湾課長 議案資料の10ページをごらんください。

平成30年度一般会計港湾建設費補正予算、国直轄港湾整備事業負担金について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、国の予算調整によりまして、当初予算に計上しました要望事業費が変更になりましたことから負担金2,851万5,000円を減額補正するものであります。

国直轄港湾整備事業負担金では、新港地区南防波堤延伸及び改良にかかる延長約50メートルの工事を予定しておりましたが、事業費の減額に伴いまして改良用のブロック製作に変更するものであります。

補正額であります、歳出予算では補正前の額が1億2,000万円、補正額が2,851万5,000円の減額、補正後の額が9,148万5,000円となり、財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算については、記載のとおりであります。

また施工箇所につきましては、11ページに記載の位置図を御参照願います。

続きまして、議案資料の12ページをごらんください。

平成30年度一般会計港湾建設費補正予算、第4埠頭岸壁改良事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の予算調整によりまして当初予算に計上しました要望事業額が変更となりましたことから、工事請負費1,300万円を減額補正するものであります。

第4埠頭岸壁改良事業では、岸壁エプロン1,600平米の舗装工事を予定しておりましたが、事業費の減額に伴いまして舗装面積を600平米に縮小、監視カメラを増設するものであります。

補正額であります。歳出予算では補正前の額が4,300万円、補正額が1,300万円の減額、補正後の額が3,000万円となり、財源内訳は記載のとおりであります。

歳入予算については、記載のとおりであります。

また施工箇所につきましては、13ページに記載の位置図を御参照願います。

以上、港湾課所管分の補正予算でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 ここも国の関係で減額ということですが、国直轄の港湾整備ということで50メートル予定していたが、それができなくなるということですが、これによって2つの事業ともそうなのですが、当面支障をきたすようなことはないだろうということで、判断してよろしいのでしょうか。

○阿部昌和港湾課長 現時点では、特に支障はないと考えております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここでお諮りをいたします。

議案第1号平成30年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち農林水産部、観光商工部、建設港湾部分については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定をいたしました。

○金兵智則委員長 続きまして、議案第8号財産の購入について説明を求めます。

○柏木弦都市管理課参事 議案資料55ページ、資料7号をごらんください。

議案第8号財産の取得、小型ロータリー除雪車について御説明いたします。

1の取得理由ですが、小型ロータリー除雪車は冬期歩道除雪車両としての使用以外に、夏期は道路路

肩、のり面等の草刈り作業にも使用しており、現有車両につきましては購入から19年が経過し、老朽化による金属疲労や経年劣化と思われる故障が発生していることから、国の社会資本整備総合交付金を活用し、車両を更新しようとするものです。

2の取得財産の概要につきましては、規格は最大除雪幅1.3メートル、最大除雪量は時間当たり700トン級、油圧チップバック、2人乗り、形式はツーステージ型ロータリー装置・草刈装置対応でございます。

去る5月10日に指名競争入札を行い、最低入札価格者と仮契約を行っておりまして、取得金額、相手方は資料に記載のとおりでありますことから、網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決をいただいた上で本契約を行おうとするものです。

なお、納入期限につきましては、平成31年2月28日としております。

以上でございます。

○金兵智則委員長 質疑に入ります。

○松浦敏司委員 今現在、市の現業部門が民間に委託するというような状況になっていますが、今回の財産購入によって、これは民間に貸し出すというように位置づけとしてはなるのでしょうか。

○柏木弦都市管理課参事 そのとおりでございます。

民間委託業者に貸し出す予定でございます。

○松浦敏司委員 そうなると、民間は民間で機器は持っているのかなと思うのですが、市ではこの種のロータリーというのは何台あるのですか。

○柏木弦都市管理課参事 現在、小型ロータリーについては4台ございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

市が貸し出すということでありますので、理解いたしました。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○古都宣裕委員 1点聞きたいのですが、買いかえに当たり、現在老朽化している現行車両の取り扱いはどのようになるのでしょうか。

○柏木弦都市管理課参事 4台あるうち1台を今回更新するのですが、その1台については今後売り払いの予定をしております。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 毎回ある質問なのですが、納入期限が2月28日ということで、例年どういう結果になっているのかを聞かずに質問をしているのです

が、もっと早くしたほうがいいのではないですかという話を、早くできるように調整しますということで答弁をいただいている中でなのですが、これはどういった話の内容の中で、期限はこの日に定められているのかちょっと確認させていただきたいなと思うのですが。

○柏木弦都市管理課参事 年度当初から進めておりまして、今現在仮契約をしている状態なのですが、これから議決をいただいてから本契約の流れになります。その後、ちょっと特殊な車両ということで、製作期間が数カ月かかるということで一応納入期限は2月28日としているのですが、極力その中でも早く納入していただけるようには進めていきたいなと思っております。

○川原田英世委員 わかりました。

この納入期限は向こうが提示した日付になるということですか。

○柏木弦都市管理課参事 これは事前にといいいますか、こちらで提示している期限ですけれども、納入期限を事前に確認した上での期限とさせていただきます。

○川原田英世委員 相談した上で決めているということですね。わかりました。

2月28日であればもう真っ盛りと言ったらあれですけれども、できるだけ早くできるように調整していただければと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、お諮りをいたします。

議案第8号財産の取得につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

決定をさせていただきます。

委員、理事者からここで何かありますでしょうか。

〔「なし」「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ、理事者入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前11時44分休憩

午前11時46分再開

○金兵智則委員長 それでは、再開をいたします。

次に、請願3件と陳情3件について審査をいたします。

まず、請願第23号2019年度地方財政の充実強化を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

○小田部照委員 読ませていただきましたが、内容に問題ないと思いますので採択の方向でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 例年、この種の請願が出ておりますが、採択すべきと考えています。

○古都宣裕委員 願意も大変わかるのですが、国の動向も考え、今後の動きも注視しながら継続の方向で考えております。

○永本浩子委員 私のほうもトップランナー方式の導入というのは、各自治体にも努力をしていただいで努力したところを評価して、そこを優遇してこういうやり方で、一つ新しい角度でそういったものも必要だと思いますし、ただ力のない自治体など、そういったことが現実的には難しい自治体もあるのも現実で、そういったところの配慮も必要だということで、3番の「廃止・縮小」というここを除いていただければ、賛成させていただきたいと思えます。

○金兵智則委員長 他にございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは請願第23号につきましては、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定をいたしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 請願24号2018年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について審査をいたします。

○小田部照委員 こちらも内容に同意いたしますので、採択でお願いしたいと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 私は、これは非常に重要な問題で、最低賃金は1,000円を目指すというような状況にもなっていますので、この請願については採択すべきだと考えます。

○永本浩子委員 私たちもこの最低賃金1,000円を目指してということで今やっておりますが、北海道も少しずつ上がっておりますけれども、まだまだ低いということで、これはぜひ採択したいと思っております。

ります。

○古都宣裕委員 これにつきましても、願意はもっともわかるのですが、一概に労働賃金を上げれば全てがよいのかといえば、経営者側の圧迫にもつながりかねないので、そういった部分も注視しながら経済動向を見てやっていくことが必要と考え、こちらでも継続でお願いいたします。

○金兵智則委員長 他にございますか。

よろしいですか。

○川原田英世委員 今、願意はわかるけれども経営者側のというところですが、3番の部分を見ていただければわかるように中小企業に対する支援等が記載されているので、その指摘はこの記載を見るに当たらないかなと思います。

なので、これはやはり地域としてもしっかり声を上げるべきだと思いますので、ぜひ通すべきだと思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願第24号につきましては、意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、請願第25号ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書提出についての請願について審査をいたします。

○小田部照委員 こちらも内容に問題ないと思いますので、採択でお願いしたいと思います。

○松浦敏司委員 これについては、今既にもう国内でも問題になっている状況がありますので、これについては採択すべきだというふうに思います。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 私どももこの件に関しては、本当に必要としている地域もあることは確かだと思うのですが、慎重な審議を行わなければ事件事故につながりかねないということで採択したいと思っています。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、請願第25号につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

○金兵智則委員長 続きまして、陳情43号、44号の審査でございますけれども、陳情者の佐藤正隆さんより委員会での説明の申し出がありますので、説明聴取についてお諮りをいたします。

説明聴取することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議がありませんので、佐藤正隆さんからの説明を聴取することに決定をいたしました。

それでは、陳情者席にお着きください。

5分以内ぐらいで御説明をいただければというふうに思います。

どうぞ。

お願いします。

○佐藤正隆陳情者 このたびは、この陳情に対して説明をさせていただきますことに感謝を申し上げます。

また、網走市以外の皆様に対してもこの陳情を受け付けしていただいたことに感謝を申し上げます。

今回、「L G B T（性的少数者）へ憲法13条に基づいて立法・行政で最大の尊重を求める陳情」というのを2本、国宛てと地方宛てに出させていただきました。

3点にわたって申し上げたいと思っております。

1点目は、この陳情を出した最大の理由は、ほかにも実はこの全国で26地方議会にこのような陳情書を出させてもらいました。

皆さんの共通の思いは何なのかということは、「ない」のではない、「いない」のではない、「存在しない」のではない、できないから数にカウントされていないということなのです。

それを少しでも、一歩でも前に進んで、こういう性的少数者がいるのだということを示してほしいと思ひまして、今回出させていただきました。

特に網走市におかれましては、やはりふるさとを帰れるまちにしたいという若い人やそれぞれの世代の思いを含めて、やはりどんなに年をとっても障がいを持って暮らせるまちにしたいという思いの方が多いと思います。

それに、どんなセクシャリティであっても愛せるまちで最後まで暮らしたいという思いを、憲法13条の幸福追求権に基づくこの思いを叶えていただきたいと思ひまして陳情させていただきました。

2点目です。

これは国と地方、網走市に対して要望内容が若干異なっております。

国に関しては、特に現行法でできることから始めてほしいということで、このように並べております。

5番目だけは法改正が必要だということもございしますので、法改正の要求をしております。

網走市に対しては既に先行事例がある以上、既にそれに基づいて行ってほしいということをお願いしております。

そして導入の際は、これまで宣誓を行いたいということに対して、なかなかハードルが高い。特に地方においてはハードルが高いので、行政書士会または司法書士会、弁護士会との協力を得てそれぞれの事務所で宣誓をして、その宣誓書類を代理提出するようにしてほしいと。

そして網走市におかれましては、第1号はだれなのかというようなことの発表も、できるだけ本人が望まない限り避けてほしいと、こういうようなことを上げさせていただきました。

6番から8番については、教育それから提出書類、いわゆるDVに関するお願いでございます。

なかなかこれらのことに関しても、男性女性があるということが当然のごとくされてきている中、そういう人たちがいるのだということを、少しでも酌んでいただきたいと思います。このような内容にさせていただきました。

最後に、このことが通ることによって、今人口減少社会に逆行するのではないのかというような御懸念を持たれる方がおられるかもしれません。

しかしながら、フランスという国は、極めて強固なカトリックという考え方が強かった国でございますが、日本よりも長く女性の権利も少のうございました。

ところが、いろいろな法改正を行って家族政策を変え、同性またはカトリック的な考え方で言えば、ふしだらな家族構成のつくり方をつくった結果、家族政策を変更し家族を認めるようになった結果、フランスは、先進国ではアメリカに次いで人口が減少から増加に転向しております。

そのことを考えると、家族に対する家族形成に関するさまざまな多様性を持つということは、人口減少どころか人口減少社会に歯どめをかけるきっかけになるのではというふうな思いを持ちまして、陳情させていただきました。

何とぞ御採択のほど、何とぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○金兵智則委員長 ありがとうございました。

それでは、陳情43号、44号につきまして審査いたします。

○松浦敏司委員 私は、陳情43号、44号については理解をするところでありますので、それぞれ採択すべきだと思います。

○小田部照委員 私も読ませていただきました。

人権という意味でも採択すべきだと思います。

○古都宣裕委員 国際的にもいろいろ認められておりますし、セクシャルマイノリティーの多様化というのもしっかりと認めてこういった行政自治体からしっかりと認めていくことが必要と考え、私も採択の方向で考えております。

○金兵智則委員長 両方ともということですね。

○古都宣裕委員 はい。

○永本浩子委員 私どもこのLGBTの方たちの人権の尊重ということは、とても大事なことだと思っております。今LGBTQという新しい方たちも出てきているのも現実で、いい意味でもう少しそういった状況をきちんと把握して、そういったことも含めながら持っていったほうが、よりよくなるのではないかという意味での継続ということをお願いしたいと思っております。

○金兵智則委員長 両方ともですね。

○永本浩子委員 はい。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 先ほどの総合計画の目標の一つにも、一人一人を大切にしたいという目標がありますので、これは当然必要だと思いますので絶対に通すべきだと、採択すべきだと思います。

以上です。

○金兵智則委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、陳情43号、陳情44号につきましては、継続という発言もございました。

意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにさせていただきます。

○金兵智則委員長 それでは、陳情45号地方消費者

行政に対する財政支援の継続拡充を求める陳情について審査をいたします。

○松浦敏司委員 これについても言っていることがよくわかりますので、これは採択すべきだと考えています。

○小田部照委員 私も全文同意できますので、採択をお願いします。

○金兵智則委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 これに関しては、私どもは賛成で採択したいと思っております。

○金兵智則委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第45号につきましては、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をさせていただきます。

ここで意見書案の印刷・配布を行いますので、暫時休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○金兵智則委員長 それでは再開いたします。

皆様のお手元に意見書（案）2件いっていますでしょうか。

御確認をいただければと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

よろしければ、意見書（案）につきましては、委員長名により委員会として意見書（案）を本会議に上程することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定をさせていただきます。

委員、理事者の皆様、何かございますでしょうか。

〔「なし」「ありません」と呼ぶ者あり〕

それではここで理事者退席のため、暫時休憩をいたします。

午後1時02分休憩

午後1時03分再開

○金兵智則委員長 再開いたします。

続きまして、その他です。

まず初めに、行政視察の取りまとめについてであります。

去る5月15日から19日の4日間にかけまして行政視察を行いました。

本日は、行政視察の取りまとめを各委員より口頭で御報告していただくことになっておりますので、松浦委員のほうから順次、報告をお願いいたします。

○松浦敏司委員 レポートは既に提出しておりますので、できるだけ簡潔に報告したいと思います。最初に那覇市那覇港のクルーズ客船ポートセールスに関する現状と課題について視察をさせていただきました。

第1印象は、地理的な条件が非常に網走とは違うなということでありました。

クルーズ船の需要なども2017年のクルーズ船の寄港回数は、博多、長崎に次いで那覇港が3位ということで、ただし都道府県別で見ると沖縄県が1位というようなことも出ておりました。

それで、受け入れ体制というのも相当やられていて、やはりこれだけの受け入れをするそれなりの体制というのをつくっているという点でも、非常に関心をさせられたところです。

ただ、そういったところとなかなか対比しようもない部分もあるのですが、やはり北海道には北海道らしい豊かな自然、網走についても豊かな自然や環境、食の魅力ということなどもありますので、そういった点もアピールしていくということが必要なのかなというふうに感じました。

2カ所目は、同じ沖縄の浦添市の観光推進事業についてでありました。

ここは、西海岸部分は米軍の基地ということでありまして、それが大きな影響を受けているということもわかりました。

沖縄のキラコンテンツである「海」という最大の観光資源を活用しにくいと、この米軍基地によってそういう状況になったと。

観光事業を推進する上で、必要不可欠と言われている宿泊施設や大型商業施設もないというようなこともあって、当然のことながら観光客にとっては車で通過するというだけのまちならざるを得ないという話もありました。

そんな中で、現在観光客の入込数が40万人のところを2025年までに80万人にするという目標を持って、今進めているということでさまざまな取り組み

を行っているということもわかりました。

やはり痛感したのは、沖縄という地域は、まちの重要なところに米軍が居座っているというようなことで、戦後強制的に徴収し米軍が基地として使っている。

73年たった現在でも、まちの発展の妨げになっているということもよくわかったところです。

そんなことで、沖縄の現状が非常に大変だということを実感しました。

最後、館山市です。

ここは移住・定住促進と空き家バンクについてですが、「NPO法人おせっ会」という法人があって、理事長の八代さんという方にお話をさせていただいたということで、全国的に取り組む前に既にここは平成18年に取り組み始めているということでありまして、平成20年の相談件数が17件38名、移住完了が8組24名だったのが、平成29年では相談件数152件273名、移住完了が25組65名ということで、この間、合計1,189件2,133名の相談と移住完了が204組440名ということで、非常に成果を上げていると。

人口規模は網走とほぼ同じ、網走より若干多い状況ですけれども、網走と似たような環境にあるのにこれほどの差があるというのは、一つ考えさせられる部分がありました。

八代さんが説明していた中で、やはり地元愛が非常に大事だというふうに私は感じました。

当市においても、その辺をおおいに取り入れながら、やっていかなければならないなと感じたところでは。

以上です。

○小田部照委員 私のほうも報告書に上げていますので、簡潔に報告したいと思います。

まず、沖縄港のクルーズ船のポートセールスの現状と課題ですが、先ほど松浦委員のほうからもありましたが、27年度から急激に増加し、27年度219回だったものが30年度には662回と約3倍になっているということで、網走とは違って立地条件が沖縄という観光地ということで、なかなか条件が全く違うので、その数なのかなと思いました。

しかしながら、その9割ぐらいが台湾・香港・中国などのクルーズ船であり、他国にも利用してもらえるようなポートセールスが今後の課題であるというようなお話でした。

網走においては年間4回程度ですので、那覇港へのクルーズ船寄港は沖縄の観光目的であることに対

し、当市への寄港は周遊クルーズに組み込まれた数時間の立ち寄りであり、当市への観光が主目的ではないことから、今後は道東の魅力をしっかりと発信していけるようなポートセールスが大変重要だろうと思いました。

次に、浦添市の観光推進事業についてですが、こちらも先ほどありましたが、宿泊施設がほとんどなく大型の商業施設などもないことから、通り過ぎただけのまちという定説になっているということから、昨年より観光振興計画を策定したというお話でした。

主には、プロ野球チームヤクルトスワローズの春季キャンプ地であることから、ヤクルトファンの誘客事業を実施することで、浦添の認知度の向上と観光振興を図るということで、いろいろな工夫をしているというお話でした。

また、修学旅行の誘客にサンゴの種苗づくりや海ブドウの選別体験といった、そこでしかできない体験型プログラムを取り入れるなどいろいろな工夫をしているなと感じました。

それぞれに浦添市特有の強みを生かした戦略を考えており、そこここにある特徴を客観的に捉え、それを生かしていくことが重要であると再認識させられました。

続きまして館山市、移住・定住促進事業ですが、こちらも「おせっ会」の代表の八代さんからのお話で、移住を希望する方が「住んでから考える」を第一に捉え、民間の「おせっ会」と連携し、官民一体での移住者支援を実施されているということでしたが、館山市は都心からそう離れていないこともあり、さらに一次産業へのかかわりを持てること、海、山の魅力に加え、学校や病院といった設備が充実していることを上げ、具体的な移住後の生活が見えるような取り組みを行うことにより、移住・定住の促進につなげていることがわかりました。

当市にも同様の魅力は十分にありますので、今回の学びを参考にして、移住・定住促進にまた空き家バンクの活用を生かしていければなと思いました。

以上です。

○古都宣裕委員 詳細は私もレポートして提出させていただいておりますし、インターネットも公開されるとしますので割愛した上で、端的に述べさせていただきます。

まず、同じく沖縄県那覇市、クルーズ船のポートセールスの現状と課題ということで視察した先なの

ですが、近年は客船の大型化ということになってはいるのですが、網走市は現状では施設の受け入れの整備よりは、いかに現状、寄ってもらふ船をふやすかということが大きな問題になってくるように感じました。

沖縄では、初寄港のときはさまざまなイベントをして盛り上げており、網走市として初寄港はもとより寄港時の満足度をもっと向上し、網走港の利用率を上げていくことが先決のように感じます。

まちのメインストリートは国際的な町であって、小さな食堂であっても外国語対応で3カ国語表記は当たり前のようになっていましたけれども、網走市としてはまだまだそういったインバウンドの受け入れ体制としては、なかなかない現状も感じました。

年間数百隻の実績がある港と違い、網走は数隻から十数隻の現状で、整備に多大な投資をするのはリスクが大き過ぎるので、費用対効果的には現状では見合わないではないかと思われました。

また、立地的な条件として中国はバブル状態の維持が命題で、日本の土地規制によるバブル崩壊を見て、土地規制をせずに維持成長を続けているのですけれども、これ以上維持成長を続けられるかが疑問で、仮にバブルが崩壊すると来日期待度の高い中国からの大幅な減収が見え、投資の回収を見込むことができない可能性が高いということからも、現時点では、網走市には中国からのクルーズ船はありませんけれども、利用率の増を見るなら中国船よりも横浜や沖縄を多くし、顧客を回転させたほうが利益率が高いからだと考察しました。

網走市では、今後取り組むべきは設備投資よりもポートセールスによる港の利用の増加であり、どのようなコンテンツを求められているかしっかりと把握し、ニーズに合ったセールスや受け入れ態勢の整備を行うことが大切に思いました。

また免税店の整備、規制が緩和された網走市としても積極的に取り入れて、地元にお金を落としやすい体制づくりも含め、地元経済の活性化の一助になるように全市的な取り組みが必要になるように思います。

次に、浦添市の観光推進事業について。

網走と同じように那覇市に隣接することから、日帰りや通過型の観光となっているということで、共通の課題ということで見させていただきました。

観光のコンテンツの大きな人的集約としては、10

月に2日間行われる「てだこまつり」で、年間の約半分の集客となっているということでした。

またプロ野球のヤクルトスワローズのキャンプ地としても、観光客の受け入れ先となっておりますが、琉球王国発祥の地として首里城の前身の王国が浦添市であり、大きな遺跡などのコンテンツがあるけれども主要観光となっていないというところもありました。

浦添市の課題点として上がっていたのは、観光資源を生かしたコンテンツ不足、観光客への認知度不足、市内業者の受け入れ体制が整っていない、多言語対応、スポーツキャンプを生かした経済効果の不足、経済効果の検証のためのデータ不足など6つが上げられておりました。

網走市としても同じように、知床に行く際の通過点になりがちであるという課題があります。

浦添市の課題にも上がっていた市内業者の受け入れ態勢の不足、多言語対応といった共通課題があり、沖縄としてもアメリカに占領された過去から、英語はある程度の人に対応できているように思いますが、近年ふえてきている中国語や台湾の広東語、韓国語などの対応も必要になってきているように思います。

特に網走は、以前から多くの台湾人に来てもらっているように、いまだにパンフレットなど一部のアイテムでしか対応できていないのが現状であり、近年はバスの移動の団体よりインバウンドで個人移動するレンタカーもふえてきていると思います。

そうした個々の対応をしっかりとすることによって、行きやすいまち、行ってみたいまちとして来てもらってからの発信につなげていくことが大切に思いました。

最後に「おせっ会」ということで、館山市の移住促進について述べさせていただきます。

館山市では、徹底的に、やること、やらないこと、魅力をブラッシュアップして発信しているのが大変すごいなと思いました。

都心から約90分というのも、交通手段を選ばなければ大きな範囲が広がって共通のところがいっぱい出てくるなど、改めて感心させられたところではあるのですが、地元で「やること」「やらないこと」の明文化で、やらないこととして、漠然としたツアー、過剰な行政支援や情報の垂れ流し、イメージ戦略、やることとして、やらないことの反対ということで漠然としたツアーではなく明確なツアー、

目的を持ったツアー、情報の垂れ流しではなくしっかりとしたニーズを把握した情報の発信、1組1組と真摯に向き合い、移住の日暮らし機能としての充実努力、自分たちがこのまちで幸せに生きること、だれを移住させたいかではなくて、だれが移住したい場所なのかを考えて戦略を立てているとされていました。

網走市も課題が同じように見えました。

地域の強いゆがみをしっかりと改めてブラッシュアップして、何ができるのか、できないのかということをしかり打ち出すほうが、誇大な売り込みよりも現実的な売り方で真実味があって信頼されると思います。

だれに来てほしいかという自分発信ではなくて、だれが興味を持っているのか、来てみたい、住んでみたいと思っているのかを把握していくことのほうが本当に大事に思います。

空き家の把握は網走としても同じく、所有者の物置としての利用が多く、課題として同じようになっておりまして、これは全国的に同じだと思います。

また、長期に住んでもらうことを前提として進めるならサポートは必要であるように思いますが、館山市のように過剰にならないようにしなくてはならない。また、食の確保も大変でありますけれども、素材はたくさんあるので起業しやすい体制、また起業のヒントとなる素材の情報提供などが必要であるように思います。

以上です。

○永本浩子委員 私のほうも最初的那覇港のクルーズ客船の視察なのですが、数字を聞いただけでことしは300回を超えるだろうという、網走の寄港回数は年間3ないし4回ということで、その桁違いの寄港回数、また客船がつく場所の規模も全く違うということで、比べ物にならないという思いはありましたけれども、去年網走もダイヤモンドプリンセスが入港したときに、港湾での受け入れはよかったけれども、観光客が来てからのタクシーやバスに振り分けるところで通訳が足りない、バスやタクシーが足りないということで結構混乱したということがありましたので、そういった点などを聞いたときには、那覇港でも外国船主の場合は、なかなか情報が直前にならないと入らないので、その対応が難しいということでやはり課題は同じなのだなということを感じました。

しかし沖縄のほうは、去年それでいろいろと大混

乱があったので、ことしに入ってからタクシーを港まで直接入れて、そこにボランティア通訳の方と市が通訳をしながらどんどん乗せていくということで、去年の混乱を少し解消することができたという話がありましたので、こういったやり方も網走にもしこの後また大型の外国客船が入ることになれば、応用できるのではないかという思いで帰ってきました。

網走も今回、今年度900万円という予算をかけて15万トン級の大型客船の受け入れの調査を開始するということで、網走港での受け入れが可能であるということが明確になって、誘致に動き出したときには誘致をするだけでなく、来てもらった人たちに満足してもらえる受け入れ体制ということも考えていくということが、やはり大事なのではないかなというふうに思いました。

また、沖縄の場合は、タクシーがだめでも歩いて15分のところに国際通りがあって、十分楽しめる観光の環境が整っているというのが、本当にうらやましい限りなのですが、網走もできる範囲の中でもしタクシーが足りなくても歩いて楽しめるような部分というものも考えていければいいのかなということも思いました。

次の浦添市なのですが、浦添市是那覇市に隣接している関係で、人口の増加が著しくどんどんふえていて、しかもその平均年齢が40、何歳という本当に驚く違いでうらやましい限りだったのですけれども、大きなホテルが1件もない、そして小さなホテルも10件しかないという、それはちょっと本当に正直言って驚きました。

米軍基地を抱えていて、今の状況だと本当に市を二分するような形で国道が走っていて、そして観光の売りになる西海岸のところには基地があったということで、なかなか観光というと通過型しか考えられないという状況だったと思いますけれども、来年には県内有数の県内でも1番と言われるような大型商業施設が開店するというので、そしてまた米軍キャンプが返還になったら第2、第3ステージまで計画が進むリゾートホテルの建設や大型クルーズ船が着くようなところもつくられる計画予定ということで、本当にそうなったら今の状況と一変してすごい観光都市になるのではないかなと思いました。

今の段階では、ヤクルトスワローズの春季キャンプ地という特色を生かした誘致などそういったことに力を入れているということでしたけれども、観光

振興計画を去年初めてつくったということで、これには驚きまして、そういった意味では観光施策に関しては網走のほうがいろいろと今の時点ではやっているのではないかなということを感じました。

また、こういうヤクルトスワローズのキャンプ地だとかそういったことを生かして、網走でも強みである合宿地であるとか、そういったことを今度ラグビーのワールドカップ、東京オリ・パラ、そういったところでもそこに出場する選手たちが網走に来てくれているということなども生かした形の取り組みが、できてくるといいのかなということも思いました。

そして、3つ目の館山市のこの移住・定住促進と空き家バンクの取り組みなのですが、1番大きな違いというのは、八代さんが代表を務める「おせつ会」というNPO法人が専門で移住・定住空き家対策を行っているという、窓口が変わらずに、既にもう十何年やっているということで、かなりの成果を出しているということで、現在、網走は空き家バンクもスタートしたばかりで、市役所の中の一つの業務の一部分という形でしか取り組めていないのが現実で、本気でやるとしたらこの窓口をきちんと一つにしぼって紹介した後、仕事の面だとか学校、医療、そういったところまでの面倒見というようなところもやっていかなければ、ここまでの移住・定住というのはできないのだなということを感じました。

先ほど松浦さんも言いましたけれども、私もこの八代さんの地元愛というかそれが本当に大事なのだと私も感じていますけれど、網走の方に網走の何が魅力かと聞くと「網走なんて何もない」と言われてしまう、そこら辺のところが変わってくることが大事なことだと思いますし、移住してきた人たちが、網走に来てくれたことによってその刺激で網走に住んでいる人たちがより活性化する、そこが大事な視点なのだという事も見落としてはならない点なのだという事を思いました。

最後に、八代さんがこの10年やってきて今思うことは、もう一度原点に戻って移住を希望する一人一人と丁寧に向き合い、1人を大切にするとところからやっていきたいということと言われたわけなのですが、やはりいろいろなやり方、テクニックを今回行ったときに、やってはいけないこと、やるべきこととして教わりましたので、そういったことをしっかりと参考にしながら、やはり一番大事なことは網走

に移住していただいて、本当に幸せになってもらいたいという思いが大切なのだなという事を感じました。

以上です。

○渡部眞美委員 私のほうからも特徴的に思った点を抜粋して報告させていただきたいと思います。

ちょうど1カ月前なのだなと感じていました。

那覇港は管理組合さんにお話を聞いてきたのですが、まず行く前から網走港とはどういう共通点があるのか、違いがあるのかと思い、見て思ったことは、そもそも貨物船も来ているところなので、港の大きさと貨物が来ているうえに大型船と大型クルーズ船が来たときの同時の接岸が大変なんですといった苦労話もスケールが違うなと聞いていたのですが、そここの悩みがある中で、共通する点を網走として那覇市さんと比べるというよりは、ポートセールスを行ってきたのも那覇市さんで環境的に恵まれていて、今はもう時代の流れでどんどん入ってきていますとおっしゃっていたのですが、そうした中で乗客の満足度を上げていくということがポートセールスにつながるのだというお話を伺ってきましたので、この点は網走においても心がけていることなのではないかということを感じてきました。

港のスケールですとか、環境の違いは大きいものがありますが、今網走港で受け入れ体制としてできることと、そのために今後どこまで環境整備が必要なのかということを整理してやっていくことが、未来を見据えてやっていく必要があるということ強く感じて帰って来ました。

また、浦添市の観光振興事業なのですが、浦添市は面積が約20平米で、同じ通過点の観光の悩みといっても網走の通過点とは距離や道路が違う。あっという間に過ぎてしまう通過点の悩みがあるのだなと思いました。

北海道、網走と考えると、通過点の長さの悩みの、通過点という同じ言葉なのだけれど、それは多分面積が小さいからその中で宿泊施設もなくて、網走の昨年の入込客数は162万人、浦添市さんは宿泊施設がなくても入込数が38万人、網走の宿泊客数と同等くらいの数字を得ているということは、ある意味すごいのではないかと思います。

また、そういう恵まれた環境にあるからこそ、観光に対する施策というのがこれまで意外とされてこなかったというお話をされていて、今初めて観光パンフレットを製作いたしましたと私達に見せていた

だいたような状況だったのですが、今後の経済効果の検証のためのデータが不足しているというのは課題ではあるけれど、今後検証のための労力と費用対効果を考えると、そういったことの検討はしていかないと切り切っていたことが私はもうある意味やることと、今後そこにお金をかけることはしないのではないかと切り切っていることが、すごいなと感じてまいりました。

ちょうど事業展開が今パンフレットから始まって、ヤクルトスワローズの春季のキャンプ地であることを利点と考え、いろいろな環境の中で観光になる部分を整理しているような状況を感じたので、一つ一つ丁寧に今やっているなど。

網走としてもいろいろやっているのですが、初心に帰って丁寧さをもう少し、初心に帰るということは網走らしい観光資源を生かした取り組みというものを進めていくうえで、原点に返っていくということも必要なかなと、動かしていかなければいけないと感じてきたところでもあります。

最後の千葉県の館山市さんの移住・定住促進事業と空き家バンクについてですが、他の委員からもありましたように、「NPO法人おせっ会」の八代理事長さんの人生の中でこの人すごいなというのが話を聞いていてみんな思ったのですが、ただその人がすごいではなくて、館山市さんが八代理事長さんを受け入れて、どちらかが育てたではなくて一緒に育てた。最後に担当者の方との会話を聞いていると、「任せたのだから、もう任せるのです」と言って、今は年間400万円程度の委託を受けてやるようになったのですが、それまでにはいろいろご苦労があったようなのですが、委託といえども自由度とどこまで関係者がやっていくかというところがうまくいっているなとすごく感じて話を聞いてきたところでもあります。

この「NPO法人おせっ会」というのが、今は3人体制でやっているということで、人が育ってきているということがまちにとってもすごく財産になっていくと思うので、たった1人ががんばっているのではなくて、多分ほかの移住・定住に限らずほかの事業でも何か委託をした時に、市の担当者と同じ方向を見て請け負っているところはやってくれているし、良好な関係を築くというのは委託料の問題ではないと思うので、人が一人でも育つということはとても大切な館山市さんにとって財産になっていくのだろうと、これは網走としても見習わなくてはなら

ない点だなと思って感じているところでもあります。

委員8名と事務局全9名で同じところを見てきたので、今回はそもそも行こうとした市からここに至るまでに委員長、副委員長、事務局にすごく御苦労があったと聞いておりますし、無事に帰ってこられたので、今後委員会としても共通の認識を持って委員会に臨んでいきたいと思います。

○川原田英世委員 それでは、私のほうからも報告をさせていただきたいと思います。

詳細は記載をさせていただいている報告書のとおりですが、まず初めに那覇港のクルーズポートセールスについてであります。

那覇市自体が、国際都市と言っても過言ではない状況なのだなということをまず強く感じました。

コンビニに行っても、働いている方はほとんど外国人という状況で、国際都市として立し始めているからこそ、クルーズ船も大きく受け入れられるのだろうなというふうに思いますし、東南アジアで発展を続けている台湾、香港、それから、それぞれ後進国と言われていた国々も、かなり今は急激に経済成長している中で東アジアからの日本の窓口として、那覇は発展していているのだなということを強く印象を受けました。

そういった中でも、やはり課題はたくさんあるのだなということと、なかなか一歩前に踏み出せない状況もあるのだなということは、すごく強く認識として持ちました。

特に国際的な問題ですから、紛争だとかそういったこともあるでしょうし、今の経済摩擦なども問題がありますけれども、そういったところから関税によっていつどうなるかわからないなど、いろいろな側面が考えられるなと思います。

そういったところが課題なのかなというふうに思っていました。

網走として考えるのは、南の窓口として那覇が発展していくことに対して、今発展するサハリン等を考えると北の窓口としての網走港の活用ということも一つ検討しなくてはならないなと思います。

やはり国際情勢、特にサハリンと考えるとどうしても北方領土など国際問題もあるわけですから、そこよく見なくてははいけないということもありますけれども、大きな可能性を持っているところとして、網走は北の窓口ということこれから念頭に活動は考えていく必要があるのかなということです。

あともう1点、思ったのはほとんど自治体に収入

はないのだなというのがよくわかりました。

経済効果が1人2万5,000円から3万円と言っていましたけれども、それに対してかかっている費用を考えてみると、それほど経済効果があるものではないだろうと。

さらに大型化していったって、15万トンクラスになって1人頭1万円ぐらいでツアーに入れるというのと、そういった参加する層も変わっていくということを考えると、多分将来的に経済効果はもっと低くなっていくのだろうと。

そういうことも考えなくてはいけないなということで、大型化イコールたくさん人が来るからいいという単純な計算ではいけないのだなということも、これから検討しなくてはいけないことだというふうに思いました。

次に、浦添市です。

沖縄でもこういう課題を持つまちがあるのだなとつくづく感じました。

観光とは縁のないまちだなというところですが、観光の中心地が北部に移動していつている沖縄県として、そこにパイプラインを通して、パイプラインとは高規格道路を通して北に人を集めていきたいという県の取り組みがあるのはわかるのですが、それによって那覇とそこの間の地域がやはり空白化していつているのだなということを思いました。

とはいえ、すごく可能性を秘めているということも捉えております。

特に米軍基地次第では、あそこの一帯が一つのアメリカンビレッジのような形で自由に使えるということになると、ものすごい経済効果がこれから見込めるのではないのかなというふうに思います。

網走とはいずれにしてもスケールが違うのかなというふうに思いましたけれども、取り組みの一つ一つはそれほど変わらない、ささいなことと言ったらあれですけども、小さな一つ一つを積み上げていこうということなのだというふうに思っていますが、そこから先どういうふうに進めていくのか、というところはまだ、多分網走もそうですけれども攻めの観光戦略に転じ切れていない。一步大きなものがまだ欠けているのだなという認識がありました。

そういった意味では、何かこれからも注視していきたいですし、同じ課題の解決方法がもしかしたら共通にあるのではないかなという気もしましたので、注視していきたいというような印象を持ったと

ころです。

最後の館山市ですが、「おせっ会」の取り組みはすばらしい取り組みだと思って聞いていました。

ただ活動の念頭にあったのは、最初はやはりC C R C構想で地域に高齢の方を呼び込みたいというのが多分あったのだろうと。

ところがちょっと想定と違って、若い人や現職の人が意外と来たよというのが、多分取り組みと実際の成果の違いだというふうに思います。

そこから転職をしっかりとしていける地域のちゃんとした地盤があるということがまず一つ。どういう有効求人倍率になっているのかちょっとそこまでは見ませんでしたけれども、特に福祉のほうでは求人がかなりあって、受け皿がしっかりとあるというところが移住の金目の基礎としてしっかりあるのだなということです。

やはりC C R Cという課題は、取り組むには相当ハードルが高いのだなということも、この取り組みの中身から見えてきましたし、首都圏から近いとか何から近いということは、大したメリットではない時代なのだなということもよくわかりました。

やはり大切なのは人と人、向かい合って話をするということから生まれる信頼で、移住でもなんでも進んでいくのだなということで、足で稼がなくては地域のこういった課題というのはなかなか解決できないのだなということが、この取り組みから見えたところでした。

以上です。

○立崎聡一副委員長 まず初めに、今回受け入れをいただいた3市の方に感謝申し上げたいと思います。

いろいろな意味で、こちら側の話なのですが苦労したというのは紛れもない事実であって、本当にありがとうございましたということを最初に申し上げたいと思います。

次に那覇なのですが、北と南の玄関口ということ考えたほうがいいのかのだろうなと思いました。

やっていること、それから那覇のポートセールス自体は変わらないと思うのです。

ただ、向こうは受入数、要するに來てくれる船の数も物すごく多くて、それは比べ物にならないのだろうなというのは、事前の資料を見ただけでも何となく感じました。

ただ、我がまちでも受け入れる体制というのと、それから、おもてなしのやり方というのは基本的に

変わらない。ということは、どうしたらいいのかというの、次に考えていかなければいけないのは、やはり人と人ということが最終的には出てくるのでしょうけれども、その辺をきちっとやっていくというのが一つなのだろうと思います。

歴史的な違いもあって、沖縄と北海道の歴史の差はものすごくあるので、その辺のギャップを埋めることはできません。

ただ、これから来る人たちにどう喜んでいただいて、どのように生かしていくかということを学んできたと思っております。

それから浦添市、先ほど各委員さんがおっしゃっていましたが、通過型の観光ということで、内容については、まだまだ始まったばかりなのだろうなど。

そこは網走市もいろいろやってきているという実績があるので、なるほどねということでは思いました。

伸びしろはいろいろあるのだろうなというのを感じましたし、隣まちが那覇なものですから、そこはやはり地域的条件というのはあると思います。

米軍基地の話も出ましたが、そういうことをもろもろ考えますとなかなか厳しいのだろうなというのがまず一つあります。

ただ、今回通過型観光についてという、いろいろな問題が多分出てきたのは、米軍基地が返還されるであろうという条件のもとで少しまちが動くのだろうなというふうに思います。

今後、網走もそうなのですが、何かのきっかけで大きく変わると思うので、そのときにはまた考えていかなければならないのだろうなというふうに改めて思われました。

最後に館山市なのですが、いいまちですよ、本当にいいのだろうなと思います。

さっきから「おせっ会」の話が出ているのですが、八代さんという方も事前に調査をしてきっちりとビジネスモデルを考えて、その上での「おせっ会」だったのではないのかなという、最初はそうじゃないと思うのですが、ただ最終的に何年かこうやっていくうちに、行政と一緒にやるということになったときに、やはりそこはきちっと、当然経済のことも考えていかなければならないので、ああいう形にはなっていたのだろうなというふうに思います。

仕事の受け入れ体制、それから生活をする上で学

校、福祉、それから病院の関係などもそうなのですが、物すごく充実をしているのだろうなというふうに思います。

ある程度そろってしまえば、あとは本人のやる気と、見せ方と思いを伝えればというのがあると思います。

その辺は網走市も熱い人は、いっぱいいると思いますので、うまく活用していけば光は目に見えるところにあるのではないかという希望を申し述べて私の報告とさせていただきます。

○金兵智則委員長 ありがとうございます。

では最後、私のほうから一言お話をさせていただきます。

私の個人的な視察の研修報告については、文書でまとめてありますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

立崎副委員長、渡部委員のほうからもありましたけれども、今回の視察に関しましてまず視察先の決定から副委員長初め事務局の皆さん、そして委員の皆さんに多大なる御迷惑をおかけしたというふうに思っております。

まことに申しわけございませんでした。

またそんな中、皆様は現地に行かれまして、それぞれの視点で網走と比較しながらも、いろいろなものを持って帰って来ていただけたのかなというふうに思います。

そこについても、感謝申し上げたいというふうに思いますし、また現地で対応していただいた皆様にも改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

気温の差もありましたけれども、体調を崩されたという方もいらっしゃらなかったということで、本当に皆様がたのおかげで、今回の視察研修を無事終えたということに感謝申し上げて、私からの報告というふうにさせていただきます。

本当にありがとうございました。

それで、各委員の皆様からレポートを出していただいたものに調査概要を添付して、後日議長宛てに、当委員会行政視察の調査結果を提出させていただきます。

以上で、取りまとめは終了させていただきます。

○金兵智則委員長 続きまして、その他のもう1点。

作況調査の実施についてであります。

昨年度は29年8月3日木曜日に、西部・中部・南部地区の畑作農家、そして中部地区の果樹農家ということで作況調査に伺っております。

今年度につきましては、作況調査を実施するかどうか御協議願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「実施する」と呼ぶ者あり〕

実施という方向でよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それで日程の件なのですが、日程につきましては、昨年度と同様のあたり、8月3日、8月の頭、7月下旬から8月の頭にかけて農林課さんのほうとも調整をしながら正・副で決めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのような方向で作況調査については実施、日程については一任という形で決めさせていただきたいというふうに思います。

委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで総務経済委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

午後1時47分閉会
